

告示

埼玉県告示第二百八十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和五年三月十七日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス坂田東店

埼玉県桶川市坂田東三丁目二十七番六外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）さいたまコープ コープ桶川店

埼玉県桶川市坂田東特定土地区画整理地内四街区一外

（変更後）ドラッグコスモス坂田東店

埼玉県桶川市坂田東三丁目二十七番六外

大規模小売店舗において小売業を行う者

（変更前）生活協同組合さいたまコープ 代表理事 熊崎伸

埼玉県さいたま市南区根岸一丁目五番五号

（変更後）株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十番一号第一福岡ビルS館四

階

ハ 変更年月日

令和五年四月一日

ニ 届出年月日

令和五年三月二日

二 縦覧期間

令和五年三月十七日から令和五年七月十七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県中央地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺

の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に
対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和五年三月十七日から令和五年七月十七日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課